

一署名議員選挙

一議 長(田村利一)署名議員の選挙は議長の指名推薦で異議ないか。

異議なし

一議 長(田村利一)異議ないと認め左記の者と指名、一名毎に会議に諮り全会

一致署名議員と決定する

オ十八番 設楽美知

オ十七番 石川常太郎

オ十八番 村尾種吉

一議 長(田村利一)午盾八時四十五分今日の会議を終ります。

右会議の次第を記録し相違ないことを証するためここに署名する

昭和三十三年三月十二日

福生町議会

議長

田村利一

議員

石川常太郎

議員

設楽美知

議員

村尾種吉

村尾種吉



昭和三十三年三月二十七日

才一固福生町議会定例会(継続会)会議録

福生町議会



福生町議会第一回定例会（継続会）会議録

一 昭和三十三年三月二十七日福生町議会第一回定例会（継続会）を福生町役場に招集した。

一 出席した議員は次の通りである。

|       |       |       |       |       |       |      |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 第一番   | 田村利一  | 第二番   | 渡井    | 明     | 第三番   | 中西虎藏 |
| 第四番   | 瀬古清藏  | 第五番   | 村尾四郎  | 第六番   | 米泉    | 薫    |
| 第七番   | 中森与一  | 第八番   | 西村光人  | 第九番   | 石川信義  |      |
| 第十番   | 山下幸三  | 第十一番  | 並木    | 秀     | 第十四番  | 清水与市 |
| 第十五番  | 井上頼太郎 | 第十六番  | 設泉美知  | 第十七番  | 石川常太郎 |      |
| 第十八番  | 村尾種吉  | 第十九番  | 飯野富十郎 | 第二十番  | 森田茂一  |      |
| 第二十一番 | 田村祐一  | 第二十二番 | 高橋三郎  | 第二十三番 | 大久保一郎 |      |
| 第二十四番 | 高橋彦市  |       |       |       |       |      |

一 地方自治法第二百一十一条の規定により各議事件説明のため出席した者は次の通りである。

町長 秋山誠一 助役 役川金吉 収入役 川辺堅一  
総務課長 大野忠一 税務課長 買井茂代次 民生課長 橋本孝藏  
土木課長 高水 未 産業課長 森田 猛 水道課長 奥田 貞  
教育長 橋本兵五郎

一 会議事件及び議事日程は次の通りである。

日程第一 昭和三十三年度福生町歳入歳出予算

(議案第六号)

全才二 昭和三十三年度福生町歳入歳出予算流用について

(全才七号)

全才三 昭和三十三年度福生町歳計現金並に蓄積金預入

金融機関について

(全才八号)

全才四 一時借入金について

(全才九号)

全才五 昭和三十三年度福生町上水道特別会計歳入歳出

予算

(全才一〇号)

全才六 昭和三十三年度福生町上水道特別会計歳入歳出

予算流用について

(全才一〇号)

全才七 昭和三十三年度福生町上水道特別会計歳計現金

並に蓄積金預入金融機関について

(全才一二号)

全才八 昭和三十三年度福生町上水道特別会計一時借入金

について

(全才一三号)

全才九 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計歳入

歳出予算

(全才一四号)

全才十 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計歳入

歳出予算流用について

(全才一五号)

全才十一 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計歳

計現金並に蓄積金預入金融機関について

(全才一六号)

全才十二 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計一

時借入金について

(全才一七号)

全才十三 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入

歳出予算

(全才一八号)

全才十四 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入  
歳出予算流用について (全才一九号)

全才十五 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳計  
現金並に蓄積金預入金融棧肉について (全才二〇号)

全才十六 昭和三十三年度福生町公益質屋歳入歳出予  
算一時借入金について (全才二一号)

全才十七 昭和三十三年度福生町々管と場特別会計歳入  
歳出予算 (全才二二号)

全才十八 昭和三十三年度福生町々管と場特別会計歳入  
歳出予算流用について (全才二三号)

全才十九 昭和三十三年度福生町々管と場特別会計歳計  
現金並に蓄積金預入金融棧肉について (全才二四号)

全才二十 昭和三十三年度福生町々管と場特別会計一時借入  
金について (全才二五号)

全才二十一 昭和三十三年度福生町歳入歳出追加更正予算  
(全才三四号)

全才二十二 特別基本財産設置について (全才三五号)

全才二十三 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計  
歳入歳出追加更正予算(才一回) (全才三六号)

全才二十四 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入  
歳出追加更正予算(才一回) (全才三七号)

全才二十五 昭和三十三年度福生町々管と場特別会計歳入  
歳出追加更正予算(才一回) (全才三八号)

全才二十六 基本財産の積立について (全才三九号)

一議 長(田村利一) 午後一時十五分より一団定例会 継続会を開会します。

一議 長(田村利一) 日程才一より才四までの昭和三十三年度福生町歳入歳  
出予算関係について審議を願いたい、尚本件は総務委員会附託し  
つているので総務委員長より審議過程について報告願いたい。

議長(田村利一) 総務委員会の担当は歳入、社会費、役場費、消防費、教育費、議案や七号、九号、財産費、送付費、公債費、諸支出金、予備費、であるが別に審議するか。

一括の審あり

一議長(田村利一) 一括審議で差つかえありませんか。

異議なし

一議長(田村利一) 異議ないので一括審議いたします。

一総務委員長(村尾種吉) 総務委員会に於いては、各項目毎に慎重に審議

した結果原案を認めた次第である。

一才主番(田村祐一) 町税のうち、自転車、荷車税が廃止になった場合、たばこ消費税のパーセントが上るようであるがたばこ消費税が当初かり計上している町村があるが自治庁あたりの指示はどうか伺いたい。

一町長(秋山誠一) 自転車、荷車税の廃止の問題については、予算を組む時廃止案がで、いると云うことで決定になっておりませんので従来通りと云う指示のもとに計上した。

改正後を考へ計上すると云うことは進んだやり方であるが当町は指示通りに行った次第である。又従来部であつていた軽自動車は町村に移還されるようになるので組替へにより、プラスになると思ふ。一才主番(田村祐一) 税務課長に伺いたい。が年々総予算額に対する町税のパーセントが上つてきてあり本年度は七五パーセントと云うことになつて非常に健全財政となり結構であるが、滞納問題についての見透を伺いたい。

一税務課長(貴井茂次) 滞納の状況については昭和三十二年度が終らないが現年度分に於いては現在八三%収入とれており五月末には、九三%近く収納される予定である。明けて昭和三十三年の一月、二月は全収率が落ちてゐるが四八〇万円位の滞納繰越になると思ふ。積み重なつた滞納は、一昨万円程あつたが三月末までに約二三〇万円入つた、更に滞納が滞納にもり越されるので七八〇万円位となり合せて二二〇〇万円位の繰越になると考へる。又滞納の処分については三八件の差

押えをしている、今后極力増収に努力したい。

一 三番(中西虎藏) 消防費について伺いたい、車輛保険が計上されないかどうか。

一 町長(秋山誠一) 当然予算に計上すべきであつたが手落を致しましたので追加計上いたします。

一 三番(田村祐一) 公民館設置の問題は重要であり、自治会館的にもつてゆくと云うことであるが、現在の予算は敷地費位しかないと思つて、今后この運動をどのようにするか。

一 町長(秋山誠一) 北多良郡では都より半額補助金を受けているので何とかその線にきぎつけたいと云うので、また表面的に町村会の決まではない、現段階では地方事務所から都の方之打診してもらつてゐる、事務所長は、三十三年度中に出来は都合がよいと云うのであるが三十三年度は無理のようである。三十四年度にははつきりきぎつけてやるよう努力してくれてあります。

一方田村都議の方もその旨を御願した所来年度ならばなんとか努力してみると云うことであり、又郡町村長会の方は近隣町村長と詰合つてあり会長の方から議題とし出してもらうよう話してあるが経費の莫は大部分は当町が負担し他は御協力できる範囲でお願いしてみたい、私の信念といたしましては確実性があると考へます。

一 総務委員長(村尾種吉) 公民館建設に關しては総務委員会としても過日他の施設を視察したが結論的には今年度は敷地費と設計費を計上されたい旨を理事者に申入れた次第である。

一 三番(渡井明) 消防費中報償費の増の原因は何か。

一 町長(秋山誠一) 消防費中の報償費については出動手当が昨年度は一回五〇円であつたが今年度は一回百円としたのが主なものでありこれは各分団に支給するものである。

一 九番(石川信義) 職員給与の關係であるが、昇給分について定期昇給は行われているか、又その考へ方はどうか。

一町長(秋山誠一)給与の關係については予算には現在の給料の額をそのまゝ計上してあります。昇給については従来は年四回の定期の昇給があつたが昨年給与改訂以後は一等級・二等級・三等級と云うようになり三等級は何ヶ月たつと昇給、その上は年と云うようになつた。その時期になり上げられる余裕をもたないとして上げられないので条例にもおき、昇給分を計上した。實際は定期昇給については、時期がくれば上げるが足踏してもらつてもある。

一議長(田村利一)総務委員会担当の關係についての質問は打切つてさしつかえないか、原案通りで異議ありませんか。  
異議なし

一議長(田村利一)異議ないので原案通り決定します。  
次に議案第七号から九号までについて異議ありませんか。

異議なし

一議長(田村利一)異議ないので原案通り決定します。

一議長(田村利一)こゝで十分間休憩いたしたいが異議ないか。  
異議なし

一議長(田村利一)異議ないので休憩する。

休憩 午後二時三十五分～午後二時三十五分

一議長(田村利一)再開を告げる。

一議長(田村利一)建設委員会担当の土木、産業、關係について、建設委員長より、建設委員会の審議過程について報告願いたい。

一建設委員長(頼吉清蔵)建設委員会は三月十七日午後一時より開催あらわる面について慎重に審議した、本当の土木の予算は五二〇万円であるのでこの案について審議した。この内七〇万円が道路の補修資材費で昨年は三〇万円である一見上つてゐるようであるが、セツ万円位では道路はよくなりながら予算の範囲内でせいといつはいふ力したい、又五丁橋から通する道路は狭いので改修したいと考へています。

次に長沢の九五号線から九三号線については本年度やりたいと思います。中福生街道は九五号線の完成によりこれに平行してやってゆきたい。次に五号線の改修であるが今五町内の部分が残っているが本年度実現したい、又中新道の舗装の関係については先般寄附金の件も御承認願ったので着々と解決してゆきたいと考えている。

都市計画費については、今市審議会で検討されるのであるが、駅前広場の完成は勿論この予算ではむづかしいが計画を進めたい。以上概略を申し上げると、唯今の通りでありますか、なんとか更正予算も考えてもらいたい。

次に産業経済費の関係であるが、だいたい農業費、商工費は前年度と大差はなく、今後の農業振興対策面についても必要となってくると思うが、一応諒承した。

議長（田村利一） 質問ありませんか。

一 市議員（山下幸三） 年度計画表を作れと云ったが出来ていたら報告を下さい。又砂利が九〇立米のみでは少ない、道路が悪いのは定説になっているのでこの実理事者の考えを伺いたい。

一 町長（秋山誠一） 砂利の関係であるが七〇万円の砂利を町の道路に敷くわけであるが私としても少ないと思うが教育費の関係で第三小学校の売却したところの砂利を敷くと言うことを考えている。

又年度計画については、都市計画の方の主軸になる道路は計画してゆかねばならない、改修道路も順序をつけてゆきたいと思うが、はつきりした結論が出てないので、これと平行してやってゆきたい。

一 市議員（山下幸三） 下水道の問題は、数年ぶりでない、本年度当りから年度別計画により大下水道を造ってゆかねばならないと思うが町長は考えをもっているか。

一 町長（秋山誠一） 補助金等の関係もあるので福生町に下水道計画があると云うことを建設省に知らしておく必要があると考える。

排水の最後の箇所はくるまぼりにもつてゆくが、将来は暗渠の方がよいと思いい一応計画を考へてゐる。

一、オミ番（大久保二郎） 三十三年度予算の審議であるので賛成か反対か、問題であるのでそのような議事運営をされたい。

一、オミ番（山下幸三） 私の発言は三十三年度予算の中に疑義があつたので明確に南正してゐるのである。あくまで本予算に関連してあるものであるので誤解のないよう願いたい。

一、オミ番（渡井明） 農業費中の主要食糧需給対策費について六万円が増となつてゐるがどう云うわけか。

一、町長（秋山誠一） これは監査の面であしかりを受けただので今年度は、正確に計上したものであります。

一、議長（田村利一） 建設委員会担当の土木費、産業経消費、について異議ありませんか。

異議なし

一、議長（田村利一） 異議ないので原案通り決定します。

一、議長（田村利一） 次に厚生委員会担当事項について、厚生委員長より委員会の審議過程を報告願いたい。

一、厚生委員長（森田忠一） 厚生委員会は去る三月二四日開催され、社会及労働施設費、保健衛生費について慎重に審議した結果原案を承認した次第であるが、論議の焦点となつたのは青少年問題協議会費の三、四、五〇〇円について、各委員より活発な意見があり、田舎の青少年と都会の青少年とは行き方が変つてくるが育成につとめると云ふことで諒承した。

次に保険衛生費については、昆虫駆除費の問題が論議の焦点となり、今年度は、各町内会に協力会を作り町内会を中心としてやることと云ふことで諒承した。

農芥処理費については、もう当町に於いても芥の処理場を造るべきだと考へる。